

経営所得安定対策・水田活用直接支払交付金

需要に応じた作物生産を行いましょう

需要に応じた作物生産・販売を推進します。

2
ページ

■水田活用直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金 (戦略作物助成・産地交付金)

麦、大豆、飼料用米、野菜など主食用米以外の生産を行う方を支援します。

3～5
ページ

畑地化促進事業 (畑地化支援・定着促進支援)

水田の畑地化への円滑な移行を促し、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援します。

5
ページ

■経営所得安定対策

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

水田、畑地で麦、大豆、そば、なたねの生産を行う担い手の単収増や品質向上の努力が反映されるように支援します。

6
ページ

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策)

米、麦、大豆の生産を行う担い手の方の収入減少による農業経営への影響を緩和します。

7
ページ



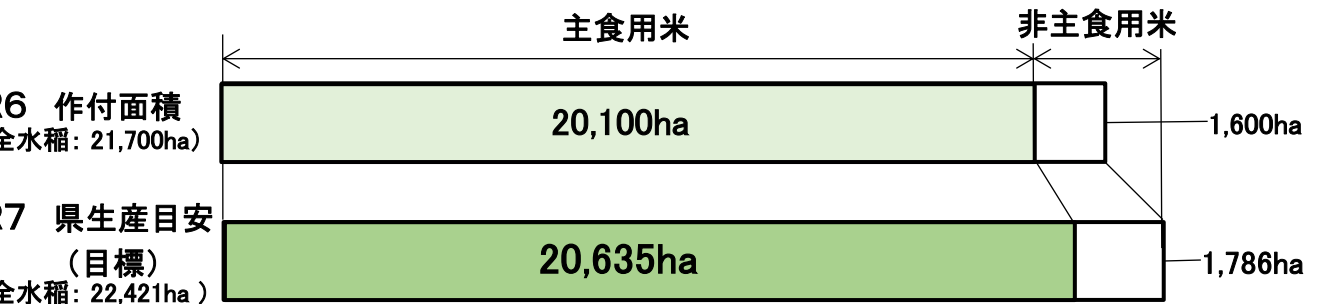
需要に応じた作物生産を行いましょう

R7 年産主食用米・非主食用米の「県域の生産目安」

国や県の需要動向等を参考に令和7年産の「主食用米・非主食用米の生産量・面積（生産の目安）」を設定しました。

主食用米	加工用米	飼料用米	米粉用米	WCS用稲	その他	水稻計
108,956t	1,915t	2,665t	569t	— t	291t	114,396t
20,635ha	363ha	505ha	108ha	755ha	55ha	22,421ha

R7 年産の推進の方向



《主食用米》

県内の主食用米需要量は、令和6年産生産量を超えています。
県内の主食用米作付面積は年々減少しており、令和6年産は令和5年産に対し400haと、大幅に減少しました。**県民に安定的に県産米を提供していくためには、需要に応じた生産を継続し、生産体制を維持することが求められています。**

《非主食用米》

飼料用米の需要は、県内事業者の需要に応じ拡大しています。
需要に基づいた生産に取り組むことが重要です。

用途	R7生産の目安(目標)	R6作付面積	差	取組の内容等
加工用米	363ha	358ha	+5ha	・県内事業者の需要に応じ微増
W C S 用稲	755ha	740ha	+ 15ha	・県内事業者の需要に応じ拡大
飼料用米	505ha	354ha	+151ha	・県内事業者の需要に応じ拡大

～営農計画書の提出についてのお願い～

※営農計画書: 水稻生産実施計画書及び経営所得安定対策等営農計画書並びに水稻共済加入申込書兼変更届出書

- 令和7年産においても水田を耕作している農家のみなさまに営農計画書を配布します。
これまでどおり営農計画書の提出をお願いします。



水田活用の直接支払交付金

令和7年度の主な変更点
・飼料用米一般品種の交付単価見直し
・産地交付金（県段階）の助成内容の見直し

水田の収益力向上を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るため、水田で、麦、大豆、飼料用米等の戦略作物を生産・販売する農業者等に対して交付金が直接交付されます。
また、県段階の支援として、園芸作物や担い手の取組等に対して、産地交付金を交付します。
作付けや肥培管理等が不適切な場合(捨てづくり)には交付金は交付されません。
交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

交付対象者

● 販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農

※ 出荷・販売等実績報告書兼誓約書(対象作物ごとに販売伝票の写し等を添付)の提出が必要です。

作物	要件
麦、大豆、飼料用米、米粉用米、加工用米	需要者と出荷販売契約を取り交わし保存すること。収穫、出荷・販売を行うこと。 飼料用米、米粉用米は原則農産物検査機関による数量の確認を受けること。
飼料作物※1、WCS用稲	需要者と利用供給協定を取り交わし保存すること。収穫、出荷・販売を行うこと。

※ 1 子実用とうもろこしを含む



水田活用直接支払交付金にかかる飼料作物、WCS用稲の基準単収を設定しました(令和6年度より)。5P参照

交付単価

戦略作物助成

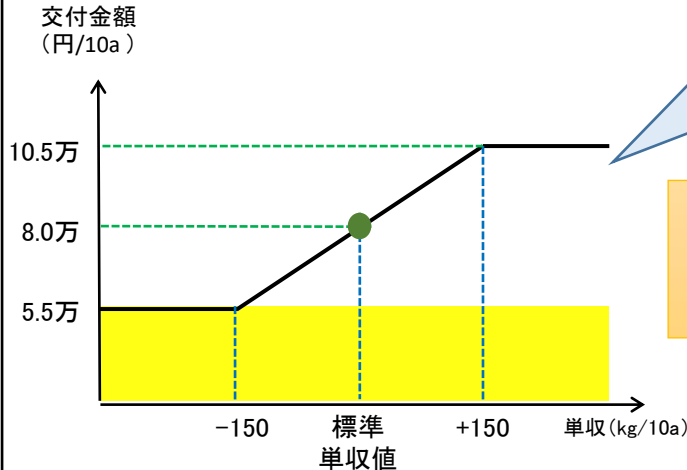
作物等 (基幹作のみ対象)		単価(10a当たり)
全国一律	麦(小麦、二条・六条大麦、はだか麦)、大豆(黒大豆含む)、飼料作物※1	35,000円※2
	WCS用稲	80,000円
	加工用米	20,000円
	飼料用米、米粉用米	収量に応じ 55,000 ~ 105,000円※3

※ 2 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a。

※ 3 飼料用米の一般品種について、令和7年度においては標準単価7.0万円/10a(5.5~8.5万円/10a)。今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度には標準単価6.5万円/10a(5.5~7.5万円/10a)とする。

飼料用米、米粉用米の交付単価イメージ

数量払いの単価(傾き): 約167円/kg



注1: 数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法(※)により助成対象が確認できることを条件とします。
(※) ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票等による確認
注2: 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会等が当該地域に応じて定めている単収(地域の合理的な単収)を適用します。なお、各地域における標準単収値は当年産の作柄に応じて調整します。

《標準単収値の作柄調整の考え方》

標準単収値 = 地域の合理的な単収 × 当年産のふるい目1.70mm以上の10a当たり収量 / ふるい目1.70mm以上の10a当たり平年収量 (小数点以下切り上げ)

◆ 飼料用米をふるいにかけていない農業者が、実際にふるいにかけていただく必要はありません。ふるいにかけていない場合は、地域ごとの1.70mmふるい下の発生率を用いて、ふるい上、ふるい下米の収量を計算することが出来ます。

※国との協議で内容・単価等が変更となる場合があります。

産地交付金（県段階）

作物等				単価(10a当たり)				
県内一律(産地交付金)	加算措置	担い手	園芸作物 キャベツ、アスパラガス、ほうれんそう、ねぎ、わけぎ、トマト、こまつな、ちんげんさい、しゅんぎく、みずな、きゅうり、なす、えだまめ、たまねぎ、きく、ぶどう、いちじく、レモン	8,000円程度				
			①加工用米 指定品種(中生新千本、アキヒカリ、あきさかり、あきろまん、こいもみじ、恋の予感)又は需要者が指定した品種(指定の6品種以外の自家利用取組は除く) ②飼料作物(WCS用稲、飼料用米を除く)※1	①加工用米 19,000円程度 ②飼料作物 5,000円程度				
			①麦・大豆 「土壌改良技術」、「病虫害防除・除草」、「営農排水」の3つの技術メニューから2以上を「広島県稲・麦・大豆栽培基準」に基づいて実施 技術メニュー例(麦、大豆共通) <table><tr><th>土壌改良技術</th><th>病虫害防除・除草</th><th>営農排水</th></tr><tr><td>牛ふん堆肥の施用 土壌酸度の矯正</td><td>除草剤散布 病虫害防除実施</td><td>額縁明渠の実施 弾丸暗渠の実施</td></tr></table> ②飼料用米 単収が地域の標準単収値以上又は、標準単収値の8割以上の取組(生もみを直接利用し、戦略作物助成により、80,000円/10a(多収品種)又は、70,000円/10a(一般品種)が交付される場合を含む) <u>標準単収値の計算は、3ページの戦略作物助成の箇所を参考にしてください。</u>	土壌改良技術	病虫害防除・除草	営農排水	牛ふん堆肥の施用 土壌酸度の矯正	除草剤散布 病虫害防除実施
	土壌改良技術	病虫害防除・除草	営農排水					
	牛ふん堆肥の施用 土壌酸度の矯正	除草剤散布 病虫害防除実施	額縁明渠の実施 弾丸暗渠の実施					
追加措置	そば、なたね 農協等と需要者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者等との販売契約の締結による取組	20,000円以内						
	新市場開拓用米(内外の新市場の開拓を図る米穀の作付) (国内用主食用米・加工用米・備蓄米・飼料用米・酒造好適米・米粉用米・種子用を除く。ただし、酒造好適米のうち、輸出用日本酒の原料に供するものは対象とする ★) ※コメ新市場開拓等促進事業を受ける場合は重複して受け取れない	20,000円以内						
	新市場開拓用米(★参照)の複数年(令和7年産からの3年以上)契約の取組 ※支援対象は、契約開始年度のみ。 ※コメ新市場開拓等促進事業で採択されたものに限る	10,000円以内						
	地力増進作物取組※2 《対象地力増進作物》 トウモロコシ、ソルガム、大豆、イタリアンライグラス、レンゲ、クリムソクローバー、その他地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンに位置付けた作物(基幹作のみ)	10,000円以内						

- 担い手：認定農業者、集落法人、認定新規就農者、集落営農、農業参入企業
- 単価は増額又は減額調整する場合があります。
- 果樹等の永年性作物については、地域農業再生協議会において交付対象期間が設けられています。

※1 牧草のうち、当年産において、は種から収穫までを行うものについては、現地確認又は種記録の確認により、地域の普及組織等が指導する適正は種量を踏まえたは種が行われたと認められる面積を対象とする。

※2 ①対象作物ごとに、地力増進に効果の見込まれる時期にすき込み作業等を行うこと、②地力増進作物の前作が、水稲（加工用米及び新規需要米を含む）、麦、大豆、園芸品目（県農業再生協議会が指定する18品目）であること、③支援は1圃場1回のみとする。

産地交付金（地域段階）による加算措置

- 地域農業再生協議会単位で、「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域振興作物等に加算等を行う場合があります。
- 産地交付金（地域段階）の内容・単価等の詳細については、地域農業再生協議会へお問い合わせください。

水田活用の直接支払交付金（つづき）

5年水張りルールについて

水田施策の見直し 食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）【抄】
水田施策を、令和9年度から根本的に見直します。水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金（水活）を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換します。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めません。
※現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とします。
※たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地、撤去が困難な園芸施設が設置されている農地は基本的には対象外

連作障害を回避する取組

- 土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用
- 土壌に係る薬剤の散布
- 後作緑肥の作付け
- 病害虫抵抗性品種の作付け
- その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組

基準単収

水田活用直接支払交付金にかかる飼料作物及びWCS用稲の基準単収を設定しました。また、**基準単収より明らかに低い（基準単収の1／2未満）**場合には、本交付金の交付対象とはなりません。
※ 基準単収の1／2未満であっても、「理由書」が認められた場合は、交付対象とすることは可能です。

※別途地域農業再生協議会で独自に設定している単収もあります。

広島県農業再生協議会設定
【広島県飼料作物・WCS基準単収】

	作物名	基準単収 (kg/10a)
1	牧草	2,970
2	青刈りとうもろこし	2,870
3	ソルゴー (ソルガム)	2,830
4	れんげ	2,310
5	家畜用ビート	5,190
6	飼料用かぶ	5,040
7	青刈りらい麦	2,520
8	青刈りその他麦	1,880
9	WCS用稲	2,460

畑地化促進事業（畑地化支援・定着促進支援）

令和7年度の主な変更点
・畑地化支援単価
14万円→10.5万円

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地化利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行います。

交付対象者 水田を畑地化して、高収益作物及び畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者。
※畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組をいいます（地目の変更を求めるものではありません）。

	対象作物	単価	主な要件
畑地化支援	高収益作物（野菜、果樹、花き等）	10.5万円/10a	・申請前年度の作付要件 ・団地化要件 等
	畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	10.5万円/10a	
	対象作物	単価	主な要件
定着促進支援	高収益作物（野菜、果樹、花き等）	2(3※)万円/10a×5年間【分割】 または 10(15※)万円/10a【一括】 ※加工・業務用野菜及び果樹の場合	取組開始年から5年間継続して 高収益作物のみを作付け
	畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	2万円/10a×5年間【分割】 または 10万円/10a【一括】	取組開始年から5年間継続して 高収益作物または畑作物（高収益作物以外）を作付け

土地改良区決済金等支援
（産地づくり体制構築等支援）

● 令和7年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（上限25万円/10a）。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

令和6年度からの変更なし

諸外国との生産条件の格差により不利がある麦、大豆、そば、なたねを生産・販売する農業者に対して、経営安定のための交付金が直接交付されます。

交付対象者

- 麦、大豆、そば、なたねを生産する認定農業者、集落営農、認定新規就農者。
（は種前にJA等との出荷契約や需要者との販売契約を締結することが基本となります。）

数量払

交付対象数量

麦、大豆、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

交付単価

注：麦、大豆、そばについては、農作物検査又は農産物検査によらない方法（※）で品質区分の確認をし、一定以上の格付けがなされたものが対象です。
（※）ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票等による確認。

（水田・畑地共通）

①麦									
品質区分 (等級/ランク)		1等				2等			
		A	B	C	D	A	B	C	D
小麦 (パン・中華麺用) (60kg当たり)	課税事業者向け	7,860円	7,360円	7,210円	7,150円	6,700円	6,200円	6,050円	5,990円
	免税事業者向け	8,270円	7,770円	7,620円	7,560円	7,110円	6,610円	6,460円	6,400円
小麦 (上記品種以外) (60kg当たり)	課税事業者向け	5,560円	5,060円	4,910円	4,850円	4,400円	3,900円	3,750円	3,690円
	免税事業者向け	5,970円	5,470円	5,320円	5,260円	4,810円	4,310円	4,160円	4,100円
二条大麦 (50kg当たり)	課税事業者向け	5,870円	5,450円	5,330円	5,280円	5,010円	4,590円	4,460円	4,410円
	免税事業者向け	6,220円	5,800円	5,680円	5,630円	5,360円	4,940円	4,810円	4,760円
六条大麦 (50kg当たり)	課税事業者向け	5,210円	4,790円	4,660円	4,610円	4,180円	3,760円	3,640円	3,590円
	免税事業者向け	5,510円	5,090円	4,960円	4,910円	4,480円	4,060円	3,940円	3,890円
はだか麦 (60kg当たり)	課税事業者向け	9,220円	8,720円	8,570円	8,480円	7,650円	7,150円	7,000円	6,920円
	免税事業者向け	9,750円	9,250円	9,100円	9,010円	8,180円	7,680円	7,530円	7,450円

②大豆					③そば				④なたね			
品質区分 (等級)		1等	2等	3等	品質区分 (等級)		1等	2等	品質区分 (品種)		キザキノナタネ、キラリボシ、ナナシキブ、きらきら銀河、ペノカのしずく	その他の品種
普通大豆 (60kg当たり)	課税事業者向け	10,360円	9,670円	8,990円	45kg 当たり	課税事業者向け	17,180円	15,070円	60kg 当たり	課税事業者向け	7,720円	6,980円
	免税事業者向け	10,770円	10,080円	9,400円		免税事業者向け	18,010円	15,900円		免税事業者向け	8,140円	7,400円
特定加工用大豆 (60kg当たり)	課税事業者向け	8,310円										
	免税事業者向け	8,720円										

面積払

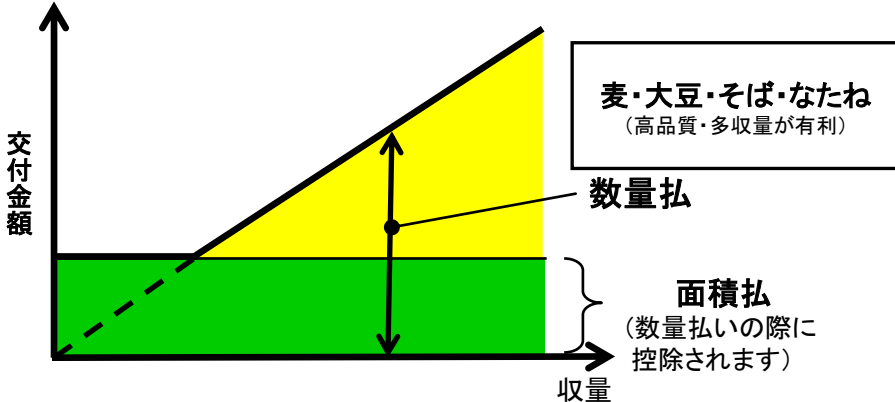
交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、そば、なたねの当年産の作付面積

交付単価

交付単価：20,000円/10a
（「そば」は13,000円/10a）
（水田・畑地共通）

＜畑作物の直接支払交付金のイメージ＞



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

令和6年度からの変更なし

加入者ごとの当年産の米、麦、大豆の収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割が補てんされます。なお、対策加入者は、あらかじめ一定額の積立金を拠出する必要があります。（積立金は掛け捨てではありません。）

交付対象者

- 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）。

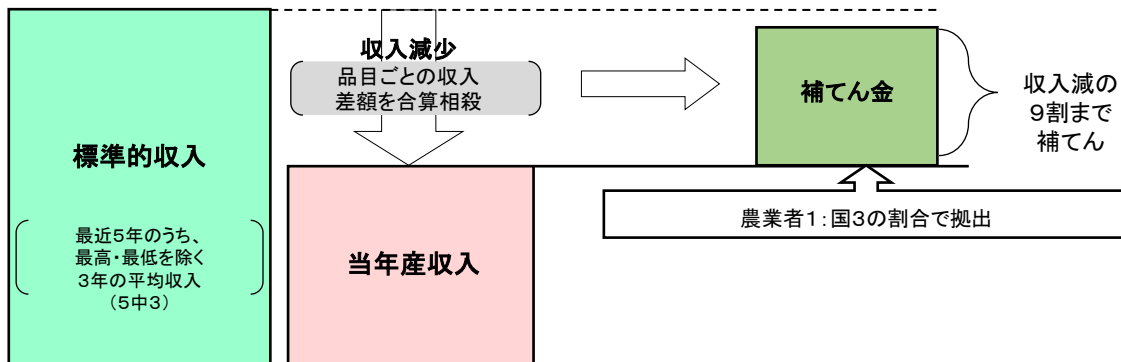
対象農産物

- 米、麦、大豆
- ※ ビール用等麦、黒大豆、種子用は対象外
- ※ 米については具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産された主食用米を対象とする。農業者が事前に集出荷業者（JA等）等と出荷契約を結んだもの等を補てん対象とする。

補てん額

- 当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てん。
（補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します）

〔都道府県等地域単位で算定〕



【ゲタ対策・ナラシ対策加入時の留意点】

- R7年度でゲタ対策・ナラシ対策に加入するには、R7年6月末の加入申請時まで、認定農業者、集落営農、認定新規就農者であることが必要です。
- ゲタ対策・ナラシ対策は、出荷・販売契約書及び検査結果等、販売数量が確認できる書類の提出が必要です。
- ナラシ対策の加入には、①標準的収入の10%下落対応コースと②20%下落対応コースのいずれかを選択し、コースに応じた積立金を8月末までに拠出する必要があります。

【集落営農について】

- 〔要件〕
- 組織の規約の作成
 - 対象作物の共同販売経理の実施

※ 「農業経営の法人化」「地域における農地利用の集積」については、市町が確実であると判断すれば要件を満たしているものと取り扱われます。

【ゲタ対策・ナラシ対策の対象となるための手続き】

- 1 上記要件を満たす準備をしたうえで、加入申請を行う前に市町へその旨を申し出る。
- 2 市町は、「集落営農の法人化」「農用地利用の集積」を確実に行うと見込まれるかどうか判断し、その結果を農政局等に通知する。
- 3 集落営農は、R7年6月末までに「経営所得安定対策等交付金交付申請書」の認定状況の該当欄にチェックを入れて、地域農業再生協議会等へ提出する。

農業経営収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下など農業者の**経営努力では避けられない収入減少を補償**します。

< 補償の対象となる例 >



加入できる方

- ・**青色申告を行っている農業者**(個人・法人)です。
- ・保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。
- ・収入保険と農業共済やナラシ対策、野菜価格安定制度などについては、どちらかを選択して加入します。

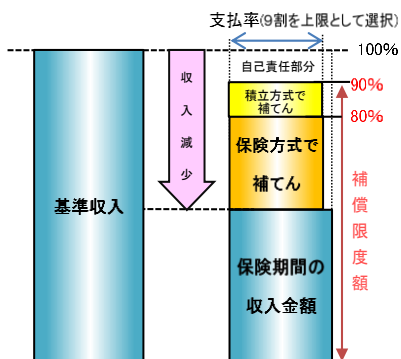
対象収入

- ・**農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体**です。
- ・簡易な加工品(精米、もち等)も含まれます。
- ・仕入れ販売分及びマルキン等の対象(肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵)は除きます。

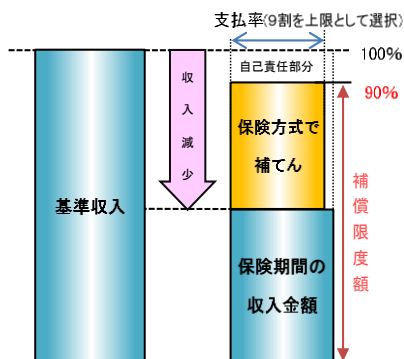
補てんの仕組み

- ・保険期間の農産物の販売収入が、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。(最大補償の場合)
- ・補てん方式には、保険方式と積立方式を併用する「**積立方式併用タイプ**」と、保険方式のみの「**保険方式補償充実タイプ**」があり、どちらかを選択します。

《 積立方式併用タイプ 》



《 保険方式補償充実タイプ 》



- ・基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ・保険料等は**50%**、積立金は**75%の国庫補助**があります。
- ・保険料等は掛捨てです。
- ・積立金は、補てんに使わなければ、翌年に持ち越します。

< 基準収入100万円、新規加入の場合の掛金 >

補てん方式	保険料等	積立金	合計
積立方式併用タイプ	17,064円	22,500円	39,564円
保険方式補償充実タイプ	29,258円	0円	29,258円

【収入保険に関するお問い合わせ先】

広島県農業共済組合 ☎082-262-4711

詳しくはホームページをご覧ください！

